日本の	E B B R A 調査が広範囲の場合や、時間がない場合には、外部調査開整を認めても良い B A R問調査会社によっては、分野にによるが、調査能力あいところがあると思われる、特に、特許文献以外のサ・チも期待できると予想される。 B A A 先行技術調査について、民間調査会社に依頼することには特に問題を感じていない。但し、公平性と質の担保(維持)のための施策が必要と思う。 D B A A C C	Q2-	Q2-4 Q2-4その権 Q2-6 Q2-7 D A サ・チ案件ごとに調査会社名を公表する 公正性の担保の証明自体が難しいのではないか、企業のおが動揺している場合、当該企業に有利な調査を設定している場合など、調査結果をフィ・ドパックして、一定のレベルがなければ、調査機関から外すことや、調査能力の優秀な企業の数分が付けまで必要することが書きれば、おりまでは、上間を機関から外すことや、調査能力の優秀な企業の数分が付けまで必要することが書きれて、計画を機関から外すことや、調査能力の優秀な企業の数分が付けまで必要することが書きれて、計画を構図がら外すことや、調査を規模をフィ・ドパックして、一定のレベルがなければ、場合機関から外すことや、調査信息とは、ます。た、利害関係人については、出頭人、その系列は除くことに反対しませんが、同業性社については、検討要(その分野の調査能力、特に特許文献以外に期待できるの場合には、対していては、は対し、との子法が採れば良いと思います(もっとも、公開されていれば、全の技術とは、おり検索すれば特定出来るが、民間の調査会社の質の問題もあるとは思いますが、親会社の特許問連部門と独立した形で運営している会社であれば良に思いますが、例れにしてもで特殊を対しなどの特許部門の一部門として機能している民間の調査会社の場合には多少問題と思いますが、何れにしてもで特殊契約などを締結するのだか問題ないように思います。	査をする可能性がある
A	E B B ? A 調査が広範囲の場合や、時間がない場合には、外部調査開電を認めても良い B A 民間調査会社によっては、分野にによるが、調査能力高いところがあると思われる、特許文献以外のサ・チも期待できると予想される。 B A 先行技術調査について、民間調査会社に依頼することには特に問題を感じていない。但し、公平性と質の担保(維持)のための施策が必要と思う。 D B A A C C B A A C C	× ? の質問の意図が不明です。民間調査機関に先行技術調査を依頼すると、IPCCより調査費用が高くなる可能性があるという意味な	P P A サ・チ案件ごとに調査会社名を公表する。 A サ・チ案件ごとに調査会社名を公表する点については賛成します。そして審査官による調査結果の利用率が低い場合や異議が多い場合など、調査金集をフィ・ドバックして、一定のレベルがなければ、調金機関が多すことや、調査能力の優秀な企業の繋ジッが付けまで公表することができれば、さらに調査能力が向上すると思います。また、利害関係人については、出願人、その系列は除くことに反対しませんが、同業他社については検討要(その分野の調査能力・特に特許文献以外に期待できるのおこいでは検討要(その分野の調査能力・特に特許文献以外に期待できるのおこいでは検討要(その分野の調査能力・特に特許文献以外に期待できるのおこいでは検討要(その分野の調査能力・特に特許文献以外に期待できるのおことがおいればよどの方法が採れば良いと思います。とこと、公開されていればまで政権より検索等すれば特定出来るが、民間の調査会社での何間更もあるとは思いますが、親会社の特許が開密門で独立した形で運営している会社であれば良いと思います。実質的に親会社の特許部門の一部門として機能している民間の調査を対め合には多少問題と思いますが、何れ	査をする可能性があい
A	E B B ? A 調査が広範囲の場合や、時間がない場合には、外部調査開電を認めても良い B A 民間調査会社によっては、分野にによるが、調査能力高いところがあると思われる、特許文献以外のサ・チも期待できると予想される。 B A 先行技術調査について、民間調査会社に依頼することには特に問題を感じていない。但し、公平性と質の担保(維持)のための施策が必要と思う。 D B A A C C B A A C C	頼すると、IPCCより調査費用が高くなる可能性があるという意味な	B B か・チ案件ごとに調査会社名を公表する点については賛成します。そして審査官による調査結果の利用率が低い場合や異議が多い場合など、調査結果をフィドバックして、一定のレベルがなければ、調査機関をあずらすことや、調査結果をフィドバックして、一定のレベルがなければ、調査機関をあります。と思います。また、利害関係人については、出願人、その表列は除くことに反対しませんが、同業他社については、仕願人、その表列は除くことに反対しませんが、同業他社については検討要(その分野の調査能力、特に特許文献以外に期待できるの B サ・チ案件についてははその残りは、特に特許文献以外に期待できるの B サ・チ案件についてははその技術より検索すれば特定出来るが)、民間の調査会社の関連もあるとは思いますが、親会社の特許関連の場合とは、おいまが、現金社の特許問題の過金社であり、現金社であれば長いと思います。実質的に親会社であり、現査会社ではおいますが、親会社の特許部門の一部門として機能している会社であれば長いと思います。実質的に親会社の特許部門の一部門として機能している民間の調査を対象になり需要とない問題と思いますが、何れ	査をする可能性があ
A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	外部調査開配を認めても良い B A 民間調査会社によっては、分野にはよるが、調査能力高いところがあると思われる。特に、特許文献以外のサーチも期待できると予想される。 B A 先行技術調査について、民間調査会社に依頼することには特に問題を感じていない。但し、公平性と質の担保(維持)のための施策が必要と思う。 D B A A C C B A 民間調査会社にも門戸を開くことによって、競争原 ×	頼すると、IPCCより調査費用が高くなる可能性があるという意味な	B A サ・チ条件ごとに調査会社名を公表する点については賛成します。そして審査官によ る調査結果の利用率が低い場合や製譜が多い場合など、調査結果をフィ・ドバックし て、一定のレベルがなければ、調査機関から外すことや、調査能力を優秀な企業の 繋がり付けまで公表することができれば、さらに調査能力が向上すると思います。ま た、利害関係人については、出願人、全人原列は除くことに反対しませんが、同業他 社については検討要(その分野の調査能力、特に特許文献以外に期待できるの B サ・チ条件については機関を必要がある。 B サ・チ条件について出願人名なども適知しないなどの方法が採れば良いと思います。 と、規定なれていればその技術より検索すれば特定出来るが、民間の調査会社の場合には多少の問題もあるとは思いますが、親会社の特許と関連部門と独立 した形で運営している会社であれば良いと思います。実質的に親会社の特許部門の 一部門として機能している民間の調査を対象には多り問題と思いますが、何れ	査をする可能性があ
A	B A 民間調査会社によっては、分野にによるが、調査能力高いところがあると思われる。特に、特許文献以外のサ・チも期待できると予想される。 B A 先行技術調査について、民間調査会社に依頼することには特に問題を感じていない。但し、公平性と質の担保(維持)のための施策が必要と思う。 D B A A C C B A A C C	頼すると、IPCCより調査費用が高くなる可能性があるという意味な	A サ・チ案件ごとに調査会社名を公表する点については賛成します。そして審査官による調査結果の利用率が低い場合されば調査を観点が多い場合など、調査結果をフィ・ドパックして、一定のレベルがなければ、調査機能が多りは場合など、調査結果をフィ・ドパックして、一定のレベルがなければ、調査機能が多りは場合すると思います。また、利害関係人については、出願人、その系列は除くことに反対しませんが、同業他社については検討要(その分野の調査能力・特に持許文献以外に期待できるの B A B C B C D サ・チ案件について出願人名などを通知しないなどの方法が採れば良いと思います(もっとも、公開されていればその技術より検索すれば特定出来るが)、民間の調査会社の質の問題もあるとはますが、親会社の特許削速部門と独立した形で運営している会社であれば良いと思います。実質的に親会社の特許部門の一部門として機能している民間の調査を対める信には多少問題と思いますが、何れ	
A B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	ることには特に問題を感じていない。但し、公平性と質の担保(維持)のための施策が必要と思う。 D B B A A C C B A 民間調査会社にも門戸を開くことによって、競争原 ×	頼すると、IPCCより調査費用が高くなる可能性があるという意味な	A B B 調査会社は特定メーカの系列のものが多い。 調査会社は特定メーカの系列のものが多い。 はっとも、公開されていればその技術より検索すれば特定出来るが。 民間の調査会社の質の問題もあるとは思いますが、親会社の特許関連部門と独立 し形・正適当している会社であれば良いと思います。実質的に親会社の特許部門の一部門として機能している民間の調査会社の場合には多少問題と思いますが、何れ	
A B	A A C C B A 民間調査会社にも門戸を開くことによって、競争原×			
A B B A A A B B A B A B A B A B A B A B	A 民間調査会社にも門戸を開くことによって、競争原 ×		A 審査件数増に伴う先行技術調査件数増は本来、特許 B 民間調査会社は民間企業とチャネルを持っているケー がない場合によって賄われるべきものであり、 現状のIPCCへのアウトソ-スは審査官での対応ができない状況下での退避安と位置付けるべきものと考えます。従って、特許庁からのアウトソ-スをさらに拡大するような民間調査会社への委託はすべきてはな	
A B O B B B D B D B A D A B A C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C B D B A A A A B C C C A D A C A B A A A B B A B C C A D A C A B A A A B B B A B C C A D A C A B A A A B C C C A D A C A B A A A B C C C A D A C C A B A A A B C C C A D A C C A B A A A B C C C A D A C C A B A A A B C C C A D A C C A B A C C C A D C C C C C C C C C C C C C C	: A 民間調査会社にも門戸を開くことによって、競争原 x 理が働き、調査期間の短線化及び調査結構の向		A ####################################	
A A D B B D B D B A D A D A B A C A B D B A A B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B A B B A B A B A B B A B A B B A B A B A B B A B A B B A B A B B A B A B B B A B B A B B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B A B B B A B B B A B B B A B B B A B B B A B B B B A B B B B A B B B B A B B B B A B	上が明符され、ひいては審査の促進につながるから。	x x x	A IPCCの調査部員も各企業からの出向者から構成されており、利害関係のある案件については担当しないにとから、同様の担保措置で対処可能と思われる。さらに、サ・チ条件とことに調査会社も、調査担当者・調査方法(調査範囲)を公表することにより、公平性をより高く保てると思われる。	
A A A B B B A B C A D A B A C A B C A B A A B A B A B A B A B	A A 競争原理の導入のため、調査の領とコストと所用 時間の能力を高めるためには、競争原理が必要 であると考えます。民間への開放の問題は、調 査の公平性、秘密保持「未公開案件の調査もあ る)、にあると考えておりますが、郵便事業でも「信 書」を扱えるようにしたことと同様に、一定の条件 のまた「総定するよう本考えずわります。	x ? が「・ について、と質問されており、質問が象になっていません。また、民間開放されると、競争原理で、「PPCの調査費用も低下すると考えておりますので、 の質問の意図が理解できません。	サ・子案件ごとに調査会社名を公表する。これにより、調査結果に問題があった場合 には、その調査会社は淘汰されると考えております。特に、重要案件であれば、利害 関係のある企業が無効化のために先行技術調査がされて、異議申立や無効審判が されるので、結果的に、調査の評価もできると考えます。	
A A A B · · · · · A B · · · · · A B · · · ·	のもとに解決できると考えております。 B A 調査コスト及び第の確保を考えると、民間に委託した方がよいと 思います。民間の方が信用確保のための企業努力が期待できるのではないでしょうか。	x x ?	A 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除くというのは 必要だと思います。 例えば、主取引企業からの売上高が全体の30%を超えない等、広く各社から 受注している会社であれば公平性が担保できると思います。 また、包役中に調査した会社名を記録しておけば、後で重大な瑕疵が見つかった 場合の信用を懸念して調査への信頼性や公平性を保とうとするインセンティブが 図れるのではないでしょうか。	
A A A A B B B A A A A A A A A A A A A A	B A 特許の審査を大きく分けると、先行技術調査の工 × × 程と、特許性判断の工程に分かれるが、時間がかかるのは先行技術調査の方であるので、この工程をいかにスピーディにかつ効率よく行うかが重要である。この工程に民間のマンパワーを活用することはスピードアップ化、効率化を行うための一施策になる可能性があるから、また、民間調査会社に特許庁の調査・分別のを広めることで業界全体のス	× × × 上記項目については工夫次第で心配は解消されうる。また。その他としては、外部調査会社への発注業務。回収業務に手間取ることにより、審査全体が遅れてよう心配はある。また、外部資金案件については、審査官への技術説明や面接を希望しても、時期的な規制がかかることにより、出願人にとって審査のフレキシビリティが落ちる可能性がある。	A 例えばサ・チ案件から利害関係にある出願人の案件を除く、出願人名を伏せてサ・チ 依頼を出す、などの工夫が良いと思う。	
A A A B A B B B B A B B A B B B A A B B B A A A B B B B B B B B B B B A A A A B	キルの底上げにも結びつくので好ましい。 C A IPCCと同様の制限事項を契約等で明確にするこ ×	x x	A 調査時に出願人が不明の状態で、調査依頼を行う。	
A A A B B A B C A D A C A D A C A D A C A D A C A D A C A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D A D B A E D E D D A D A D A D A D A	とにより、実質的にIPCCと同様に扱える。 A 1. 審査が遅れないことが第一である。2. 専門家 が多くなり、より質が上がる。3. 問題点をカパ・す る手段はある。	: x	A 1. 利害関係のある会社の調査ははずす。2. 調査任の会社名、個人名と記入する。 3. 公開前の審査に対応する調査は民間委託は、特定の所に限定する。	
B A D A D A D A D A D A D B A A B B A B B B A A B B B B	B A 特許出願公開された案件の先行技術調査につい では、民間調査会社へ依頼することに特段の不具 合がないと考える、出版公開前の出願をも対象に するのであれば、秘密保持の問題が生じる可能性 もある。また、調査会社の競争により、質の向上が 図れるとともに、調査費用が安くなることによる、審		A Fタ-ムによる調査では、その出願の特許性を阻害する先行技術を隠すことは、極めて難いしと考える、逆に言うと、先行技術を隠したとしても、異議申立時等にそれらの資料はほとんどが提出されるはずである。また、調査会社への先行技術調査依頼時に、出願人を隠せばぼとんど問題ないと考える。	
B A A A B E B A A A A D B A A A A B E C A	査請求料の低減も期待できる。 A IPCでだけで効応は極めて困難なのではない か、また、唯一の指定調査機関というのが問題で はないか、複数機関に委託し、競争の原理を働か	x x	A 利害関係のある調査会社の除去と公平性を害した場合のペナルティの強化。	
B A A A B E E A A A B A B B A A A A B B C A	せる必要がある。 A A IPCCにおいて先行技術調査を担当する専門技術 者の多くは民間企業からの出向者		A 秘密保持規定を制定	
B B A A A E E A A E E A A E C A	В		A B サ-チャ-の調査スキルレベルの均一は不可能である	るから。
B A A A B E E A A E E C A B A A B E C A B B B B B B B B B B B B B B B B B B	A A 競争原理を導入し、よりよいサービス提供の条件が × 必要とかんがえるため	× × × ×	A 自由競争を導入すれば、不正な不適当な機関は淘汰されるであろう。	
B A A A D B A A A B C C A	必要とかんがえるため B A 安定的な調査精度があれば問題はない		A 利害関係のあるものが調査されることを避ける	
	A		A 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。 サ-チ案件ご とに調査会社名を必要する。	
B B E E	C A 競合の原理で、調査能力のアップが必要。 × ×	: x	A 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除〈、サ・チ案件ごと に調査会社名を必要する	
			B A 利害関係の有無があっても、調査会社が公平性を欠く調査をするとは思われないため	
B B A A D A D A	BBB	× × ×	A 民間企業と利害関係にある民間調査会社を指定調査機関から除くことで可能と考えます。	
B A A B E E E		x x	A 村定民間企業と係わり合いをもっている民間調査会社は多いと思われる。民間企業と利害関係にあるかの判断が難いいように思われ。また、厳しいすると指定調査機関となる民間調査会社が限られてしまうとかるそれもある。民間調査機関の調査業務を外部から監視できる仕組みが現実的なように思われる。具体的には、サ・チ案件ごとにどの民間調査会社に発注したかを必表するととに、民間調査会社ではどのような検索式にて調査を行ったかなどの検索手法を入表し、ナ・チが公平になされている	
B		×	かが見えるような仕組みが必要のように思われる。 B サ・チ案件ことに調査会社名を公表する。苦情を受け付け、チェック機関を設ける。 IPCCの調査方法と同じ方法が採用できるかどうか不 A 上記の例えばと同じ,追加して、公平性欠いた調査会社を公表する。	下明

AIRICIDIEL											
B A A A E		J K L M N B A B			UVWXY	E A 審	AD 査請求期間の短縮に伴なう審査請求の急増に	AE AF AG AH	AI AJ	AK AL /	AM AO
						より	D、IPCCの調査能力が不足することが明確な状下で、全て公的機関で調査することに拘る必要				・サ・チ案件毎に調査会社名を公表する。 ・特許庁からの委託調査担当者を専属化し、専用の執務スペ・スに移動させる(別の
						lat	ない。				ビルに移動させる等)。 ・未公開案件は民間委託調査の対象として除外する(未公開案件はIPPCに委せる
33	+				AAAAE	E 1 2-	て庁内で行うと案本が遅わる	v			・ A 実状を把握していないが、出願人名を示さず調査依頼してはどうか
34 B B	$\bot\bot\bot$			A	AAAE	E A E	て庁内で行うと審査が遅れる	× × ×		D.	
35 D A B A		D A				В	+ a 55 (A TT III a TA III) (III a TA III)			D	A サ・チ案件から利害関係のある出願人の案件を除く、サ・チ案件ごとに調査会社名を 公表する
	D A D A	CAD	AE			A 調]	査の質、公平性の確保と、機密が守られれば、 査の促進が図られると考える。				A IPCCと同様に、民間企業からの調査を請け負わず、特許庁のみの調査業務を請け 負う会社とする。
							•				既存の民間調査会社による場合、同じサ・チ案件に対して同時に利害関係等が全く 無い複数の調査会社にサ・チさせる。サ・チ案件毎に調査会社の公表を行い、調査
36 D A A A	ΑΑΑΑΔ	D A A	ΑΔ	A	+	++++				B 参照する情報の統一、調査実務者の教育、不正発生	に対する社会的責任を持たせる。
			A A							時の罰則規定等を整備すれば認めても良い。	・調査会社毎の引例という率と、登録率(登録維持率)を公表する。 (サ・チ品質の指標となると思われる。)
37											・サ-チ結果に手心を加えた場合の罰則規定を設ける。
D A B A E	E E	B A C A E	E	D A		A		×			A 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ案件ごと に調査会社名を公表する。
38 D A B A E	B A D A	E A E	A D	A		A 法行	律制定当時と比べ、現在は民間の調査機関の		機密性で心配はあるが、公開前の案件の調査についてはIPCCで		A 調査の質を意識的に変えることだと思いますが、例にあるようにヒモ付き調査会社は
						調理	査技術レベルも上がっていると思います。もし、 実にそうであれば、その他の条件を満足してい		するようにすればよいと思います。費用についてはIPCCでいくらで やっているかは知りませんが、調査を請け負うことによって調査会		除くとか、調査会社の公表はよいと思います。
39						和原	ば公益法人に限ることはないと思います。100 円規模のマ-ケット開放になります。		社でもなんらかのメリットはあると思いますし、民間でもアップなしでできるのではないかと思います。		
C A B A A	A A A A	D A B	A A	A		A U	円規模のマ-ケット開放になります。 少なくとも公開後に調査する場合には秘密の問 は無いのでかまわない。ただし、質(調査レベ	× ×	(A 審査の外注では無いので、あまり問題になることは無いと思われる、質のチェックと いう点でチェックがきちんとされればよい、特定の企業向けの調査が甘くなる(先行例
)の問題は残るので、質のチェックは厳しくしてレ				を少なく報告)ということは、その企業にとって有利な点(登録される可能性が高くな
						件(ル未達の調査会社は発注を止める。 未公開案 の調査依頼は、秘密保持管理がきちんとできる				る)がある反面、不利な点(登録後に異議で厳しい先行例を初めてつきつけられた場合、訂正しかできないので自由度が低くなる)もあるので、どちらが有利かは分からな
40						L 2	うになってからとする。				い。原則、特定の出願人と資本関係がある又は出向者の多数いる関係会社の調査
C A A A E	B A E	B A D	A E			A 近g	年、デ-タベ-スも急激に電子化が進み、調査ツ- に対するアクセスも比較的も容易になり、民間	× × × ×			会社には、同じ技術分野の調査は依頼しない。 A 例えばサ-チ資格者を特許庁長官の認可制とし、サ-チ案件毎にその結果と、サ- チャ名、サ- 機関等を公開する。
						の制	調査能力も向上した。 た、民間調査会社が特許性の判断を行うわけで				
41 C A B A E	B A C A		V L				た、民間嗣臣云社が特許はの対断を打りわりて ないので問題ない。 えば、ビジネス特許のような特許文献以外の調				A 根令
C A B A E	D A C A	CAC	A D	^			が必要となる場合、調査能力を有する民間調査	××			A 場合により1のサ-チ案件を複数の調査会社に依頼する。
42 C B				A	A E E	C A ·調	社を利用した方が良い場合も有り得るから。 関査スキルを蓄積した民間調査会社は効率よく	×	***************************************		B ・Q2-3で書いたとおり、親会社の問題、「お得意様」(総じて利害関係者)の問
							査をこなして〈れることが期待できる。				題があると思う。 ・仮に、「親会社の関連業界の案件はタッチできない」等の規制を用意できた
43											としても、今度は、「得意分野の案件を担当できない」ことになり、各社が不得 意分野を担当することになり兼ねない。この矛盾を解くのは難しい。
СВ				A	A B A B A		間調査会社の選定にあたっては、当然、審査の は担保されるものという前提。審査請求費用の		審査請求費用が低減されないようであれば、民間調査会社への委託は、出願人にとって魅力に乏いいのでは、		A 調査会社選定の段階で、公平性の保たれないような調査会社は除けばよい、サ・チ 案件ごとに調査会社名を公表すればよい。
44	B A B A	A A D	A D	Δ -	++++		減等に反映されることを期待する。 審査促進のため 調査員増員により、技術の		機密性の確保、特に公開される前の特許出願内容の漏洩が危惧さ		A 必要な仕組み・・ 2 重チェック(民間企業2社又は民間企業とIPCC)を行う
		- A A D	A D	7			門性の幅が広がり、質が向上し、適切で迅速な	*	れる。 調査対象を出願公開後の出願に限定し、公開前の早期		調査会社の調査方法や調査員に関する情報を、調査会社外部からもチェックできる
45 C A A A A	A A A A	B A A	A E		++++	C A サ-	査が可能になることを期待する -チの質、コストが維持できるのであれば、早期	×	審査等の場合には、特許庁又はIPCCの専属とする等の方策が望		仕組みをつくる。例えば、先行技術調査のためのマニュアルの開放、サ・チ分野や検 A 公平性の為のマニュアルをしっかり整備しておけば、担保できると考えます。
46 C A A A E	E A E A	A A E	A E	A	++++	B B	査の点で望ましい。			A	B 例えば資本等で何らかの関連を有する会社の出願については先行文献の調
											査を緩やかにし、何らかの脱業関係のある会社の出願については厳いい調 査を行うのが常であり、公平な調査のためには少なくとも公務員である必要 があると考える。公務員でさえも、金銭の授受等の誘惑により公平な調査が
47											行われないこともあり得うると言え、民間であればなお一層公平性が担保さ
C A C A C	D A E	D A E	Е		+ + + + +		平性、機密性が担保出来れば認めない特段の	××	調査費用が割高になるなら、そもそも民間を使う必要はないはず。		A 基本的にIPCCも出向者でやっているのだから、民間でも守れるはず。
							由は無いと考えます。		割高になっても使うメリットは何なのか? 特許庁、「PCCの緊急措置(審査請求期間3年の影響)なら、審査		ただし、公開前のものは民間に調査させない配慮は必要かと思う。
48 C C	+++			+++	++++	В			請求料のアップにつなげるのは言語道断。十分に予見できたは	A	B 一般顧客と依頼案件(出願人)との間の利害関係の調整が出来ない。調査会
49											社の能力のパラツキ、案件に対する利害関係のある調査会社ほど調査能力 は高い。
50 C B				A	A D A D A	A A 早i	期審査化等の利益があるのであれば、認めて い。	x x x x	実質的に運用されているので、からは心配しても。将来的に見て、より効果的、効率的な運用が図られるかどうかを心配する。		A 採用民間企業の採用基準を明確にする。恣意的な行為がなされた場合の罰則を設
C A A A E	D A E A	D A E	A E	A		A A	. •	× × ×	TO THE PARTY OF TH		ける。 A ・出願人の利害関係がある調査会社は除く。・サ・チ料金の一律化。
C A A A E	B A D A	A A B	A D	A			査の質の向上、民間能力の活用、実体審査の	x x x x	(A 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。
52				$\bot\bot\bot$		促	~~				サ-チ案件ごとに調査会社名を公表する。 劉則規定を設ける。
C B				B	5 A A A	民制	査件数増大に伴い、調査が疎かになるよりは、 間調査会社で十分に調査を行うようにした方	× × ×			A サ-チ案件毎に調査会社名を公表する。またサ-チ案件毎に利害関係人を除く。
53 C A A A	B A C A	C A C A C	A C	A C A	+ + + + +	B B	安定な権利を付与することが可能であると考			F 審査官によると、IPCCの審査は質が低いとのことで	B 調査会社毎の状況(機密保持体制など)の確認等の管理上の手続きが大変
										あるが、そうであれば、審査官が自分で調査出来る体制(増大する審査案件に対応する為の費用を当てて)	な手間になる。
54										を取るべきである。民間への委託の検討は、それが 出来ないかの判断後でよいと思う。	
C A B B A	A B C B	C B A	B D	В	 	A B				A	民間調査会社が他の会社と利害関係を有する場合が多いと考えられるため、
C B				A	A A A E		許庁の審査滞貨の削減を図り、審査期間を短	x x x	マ 早期審査している案件は未公開のものもあり、取り扱いを厳重に行		R間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除くことで、公平性は
56							するには民間の活用が必須と思う。		わないと問題である。(競合会社に情報が漏れると周辺特許の取得が難しくなる等、出願人の不利益が生じる)		担保できると思う。
		B A C	A E	A			速な審査が優先されると考えたため。	×		В	調査会社が複数で且つ多くなればなるほど公平性の維持及び管理が困難と 考える。そのための具体的な方策が考えられていないためである.
57 C A A A A	A A C A		1 1			1 1 4 4 4	行技術調査を担当する専門技術者の多くが民	x x			↑ は、イ中ルプレビ切木入りカナハキ」 切木水次が削点が落きます。ホートルは何
57 C B	A A C A			D	A E E		企業からの出向者という現状を考えると 民間				A サ・チ案件ごとに調査会社名を公表し、調査者資格制度が導入されるのであれば調査者名も公表する。
57 C B			ΔΩ	A F A	A E E	間:	企業からの出向者という現状を考えると、民間 査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ サ・チ専門家の方が 塞	× × ×			査者名も公表する。
57 C B S C A D A C			A B	A E A	D A E E	問: 調: A 審: 查:	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ。サ・チ専門家の方が、審 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこと		•		
57 C B			A B		A E E	問: 調: A 審: 査: が!	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ、サ・チ専門家の方が、審 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケ・トの質問にあるよ		•		査者名も公表する。
57 C B 58 C A D A C			A B		A C A C A	間 調調 A 審訂 が が り うな して	査会社が特許庁から受託する仕組みにしても、 意の効率化に役立つ、サーチ専門家の方が、 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケートの質問にあるよ は民間側査会社であることでの懸念点が結果と ではIPCとに同等であるならは、気にすべきこと		•		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます
57 C B 58 C A D A C			A B	С		問 調 A 審 か か うな して が	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ、サ・チ専門家の方が、審 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケートの質問にあるよ は民間調査会社であることでの懸念点が結果と ではドロのと同時であるならば、気にすべきこと ないし考えられるから、特に公平性に関する間		6		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。
57 C B 58 C A D A C			A B	С	A C A C A	問: A 審査: B A 一ラうなしてが 上のでは、	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ、サチ専門家の方が、審 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこ 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケーの質問にあるよ な民間調査会社であることでの懸念点が結果と ではドウCと同等であるならは、気にすべきこと ないと考えられるから、特に公平性に関する間 が生じなければ良いのではないかと思います。 置については事実問題であるので、質の担保の 富については事実問題であるので、質の担保		<		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結
58	C A E A	B A D A C		C		問 調響 査す うして が 題 組 組 組 る して が が 題 題 の の の の の の の の の の の の の の の の	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもま 査の効率化に役立つ、サ・手門門家の方が、 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケー・の質問にあるよ は民間調査会社であることでの懸念点が結果と はは「は「ひとご同等であるならば、気にすべきこと ないと考えられるから、特に公平性に関する問 が生じなければ良いのではないかと思います。 査匠ついては事実問題であるので、質の担保の は問題ないと考える。なおFク・ム検索は主たる	x x x x			査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のみが特定企業に有利・不利に働くとは考え難い。
57 C B 59 C B 60	C A E A	B A D A C		C		問 調 名 番 が り る して が り る して が り る して が り る し て が る し て が る し て る し て る ろ し る る る る る る る る る る る る る る る る る	査会社が特許庁から受託する仕組みにしても、書 富の効率化に役立つ、サー専門家の方が、 喜の物率化に役立つ、サーチ専門家の方が、 事門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケートの質問にあるよ な民間調査会社であることでの懸念点が結果と ははPCCと同等であるならは、気にすべきこと ないと考えられるから、特に公平性に関する問 が生じなければ良いのではないかと思います。 査については事実問題であるので、質の担保の は問題ないと考える、なおドターム検索は主たる 行技特測査として用いない 式上の公益法人であっても実質調査は民間派 或技術者であれば、コスト追究型の民間にした	x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のみが特定企業に有利・不利に働くとは考え難い。 A 民営化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サ・チャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思いま
57 C B 58 C A D A C 59 C B 60 C B	C A E A	B A D A C		C		問 調調 A 審 が B A -う う して が ・ 題 A A 調明 先 名 方 行 て が ろ た て が ろ た て が ろ た て た て た て た て た て た て て て て て て て て		x x x x	質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のみが特定企業に有利・不利に働くとは考え難い。 A 民営化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サ・チャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状でも変わりないことです。また、社内機構として、定期的なランダム・最質解析・ステェック機能とが必要であり、実務に携わっている審
57	C A E A	B A D A C	A C	A		問 調調 A 審 が B A -う う して が ・ 題 A A 調明 先 名 方 行 て が ろ た て が ろ た て が ろ た て た て た て た て た て た て て て て て て て て	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ、サチ専門家の方が、審 専門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケーの質問にあるよ に民間調査会社であることでの懸念点が結果と にはいて公日等であるならは、気にすべきこと ないと考えられるから、特に公平性に関する問 が生しなければ良いのではないかと思います。 置については事実問題であるので、質の担保の は問題ないと考える、なおFターム検索は主たる 行技術調査として用いない 式上の公益法人であっても実質調査は民間派 の技術者であれば、コスト追究型の民間にした がベタ・また、公正な仕事内容という点につい	x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のみが特定企業に有利・不利に働くとは考え難い。 A 民営化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サ・チャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状で表変わないにできず、また、社内機構として、定期的のおり、カース・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・
57	C A E A	B A D A C	A C	A		問題 A A 審 が が か が か が か が か が か が か が か が か が か	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 富の効率化に役立つ、サチ専門家の方が、 喜門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケートの質問にあるよ な民間調査会社であることでの懸念点が結果と ははPCCと同等であるならは、気にすべきこと ないと考えられるから、特に公平性に関する問 が生じなければ良いのではないかと思います。 査については事実問題であるので、質の担保の は問題ないと考える、なおドターム検索は主たる 行技検測査として用いない 式上の公益法人であっても実質調査は民間派 が対今、また、公正な仕事内容という点につい は、査察機構、チェック機能をしっかり行えば、 益法人に固執する必要はない。 定要件下であれば民間調査会社でも先行技術	x x x x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のみが特定企業に有利・不利に働くとは考え難い。 A 民営化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サ・チャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状でも変わりないとです。また、社内機構として、定期的なランダム品質評価システム、ダブルチェック機能などが必要であり、実務に携わっている審査官審判55からの品質評価のフィ・ドバック機構(が必要であり、実務に携わっている審査官審判55からの品質評価のフィ・ドバック機構(所必定化)を発表して、定期的なランダム品質情節システム、ダブルチェック機能などが必要であり、実務に携わっている審査のフィ・ドバック機構「が必要と思います。
57	C A E A	B A D A C	A C	A		問題 A A 審 が が か が か が か が か が か が か が か が か が か	査会社が特許庁から受託する仕組みにしてもよ 査の効率化に役立つ、サ・手専門家の方が、 毒門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない 定要件として、以下のアンケ・トの質問にあるよ は民間側強会社であることでの懸念点が結果と ははPCとに関するので、特に公平性に関する間が生じなけれるいりかと思います。 査については事実問題であるので、質の担保の は問題ないと考える、なおテク・ム検索とはたる で技術調査として用いない なしなが表し、フトルない なり、また、公正な仕事内容という点につい がベラ、また、公正な仕事内容という点につい は、査察機構、チェック機能をしっかり行えば、 益法人に固執する必要はない。	x x x x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のみが特定企業に有利・不利に働いとは考え難い。 A 民営化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サ・チャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状でも変わりないことです。また、社内機構として、定期的なランダム品質評価システム、ダブルチェック機能などが必要であり、実務に携わっている審査管案判官からの品質評価のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構、例表
57	C A E A	B A D A C	A C	A D A		問題 A A 森 A A A A A M M M A A 機 M A A 機 M A A 機 M A A 機 M A A M M M A A M M M A A M M A A M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M M A A M M M M A A M M M A A M M M A A M M M A A M M M M A A M M M M A M		x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のあが特定企業に有利・不利に働いとは考え離い。 A 民資化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サーチャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状でも変わりないことです。また、社内機構として、定期的なランダム品質評価ンメテム、ダブリーチェック機能などが必要であり、 実務に携わっている審査管審判官からの品質評価のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(が必要と思います。 - 出願人をふせて調査を検索する。 - 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ案件でとに調査会社を名を表する。 - 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ案件から
57	C A E A B A D A A A B A	B A D A C C A C	A C	A D A A	Adri A A E	問題 調整 本 うなして が 短 間 他		x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のあが特定企業に有利・不利に働いとは考え離し。 A 民態化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サ・チャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状でも変わりないことです。また、社内機構として、定期的なランダム品質評価ンステム、ダブルチェック機能などが必要であり、実務に振わっている審査管書判官からの品質評価のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(が必要と思います。 - 出願人をふせて調査を構する。・民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ条件とに関連会社名を公表する。 - 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ条件から利害関係のある出願人の案件を除く。
57	C A E A B A D A A A B A	B A D A C C A C	A C	A D A A	Adri A A E	問題 調整	審会社が特許庁から受託する仕組みにしても。 富の効率化に役立つ、サ・手門学家の方が、 喜の物率にに役立つ、サ・手門学家の方が、 事門家よりも公知資料を発見する率が高いこと 期待できる。外注していない。 定要件として、以下のアンケ・トの質問にあるよ は民間調査会社であることでの懸念点が結果と はに同じなご目時であるならば、気にすべきこと ないこれでは事実問題であるので、質の担保の は問題ないとである。なおテンム検索は主たる 行技術調査として用いない 式上の公益法人であっても実質調査は民間派の 技術者であれば、コスト追究型の民間にした がべ今、また、公正な仕事の者という点につい は、査察機構、チェック機能をしっかり行えば、 益法人に固執する必要はない。 定要件件下であれば民間調査会社でも先行技術 和 配性や調査の質が確保できるのであればPCC みが独占的に調査業務を行う必要性は無いと	x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	は 質に関して、得意分野などムラをなくすこと、競争原理を入れて複数企業にした場合などの企業間ムラ、経年的なムラの解消に留意		査者名も公表する。 A 上記各例の通りであると考えます A 独立したチェック機関を設置する。 A 特別な措置は必要ないと考える。先行技術の存在は事実問題であるので、調査の結果のあが特定企業に有利・不利に働いとは考え離い。 A 民資化が叫ばれている中、基本的に民間企業になっても、中立性公平性を社是として行うのであるから、サーチャ・のモラルのチェック機能が、基本的にあると思います。これは現状でも変わりないことです。また、社内機構として、定期的なランダム品質評価ンメテム、ダブリーチェック機能などが必要であり、 実務に携わっている審査管審判官からの品質評価のフィ・ドバック機構(情報提供、異議資料などとの乖離のフィ・ドバック機構(が必要と思います。 - 出願人をふせて調査を検索する。 - 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ案件でとに調査会社を名を表する。 - 民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く。サ・チ案件から

	AQ	AR AS	S	AT
2			+	
3				
5	Q2-8	Q2-10 Q2-11	11	Q2-11環由
6	調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティ- を与える			所修だけでは個人任せになってしまうため、人数規定を設けて組織的担保を図るべきである。
	特許庁審査官による調査結果のフィ-ドバックを実施する。 サ-チレボ-ト制を導入し、サ-チレボ-トに調査会社名を公表する、調査結果の質に改善	A C		きにありません
	が見られない場合には規定調査機関の認定取消などペナルティ・を与える 審査結果のフィ・ドバックにより、成績悪い社は除くなどして、質の向上を図る。この場合、IPCCもその対象とすることで、IPCCの質の向上が期待される。	В		審査官が調査結果、審査結果について全責任を持つ方が信頼性が向上する。調査資格者を設けると、審査結果に いての責任体制があいまいにならないか心配です。
10	公平性の観点から民間調査会社に委託すべきではない。			↑営のほうが好ましいが、いずれにしても、レベル維持のために資格は必要である。
	まずは、民間調査機関として認定制度を設けるのが良いと思います。どのような体制で どのようなツールを使い、どのような資格を持つ人が調査に当るのかということや、一定 の試験を実施し、その試験にバスした者あるいは機関が認定を受けるというのが良いと 思います。また、定期的に質についてのテストを行ったり、審査のフィードバックを行うこと や、重要な子行技術の抽出漏れが頻繁に起こるようであれば認定を取り消すなどの対 応が必要と思います。			さらとも言えませんが、調査機関として認定するための一定の審査は必要と思います。 明査者資格制度は特に必要ないと考えます。審査官増員を含む体制強化及びIPCCの強化が必要と考えます。
12		調査の質が変わる可能性があると考えます。		
	民間調査会社が受託するサ・チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する。 サ・チレボ・ト制にして、レボ・トに調査会社名を公表する。 調査者資格制度を導入し、調査会社において調査に従事するのは、調査者資格のあるものに限定する。 調	A		調査の質の担保のためには、一定レベル以上の調査技能を有する者に調査させるべきである。そのためには、 資格制度の導入は好ましい。 有資格者に対する倫理規定も盛り込むことにより、公平性の担保を図ることもでき 。
	査会社は、付き合いのある企業の案件は受託しないシステムとする。 拒絶理由通知か公報に調査会社名・担当者名を公表する。 調査会社間で競争して質のアップを図るためにも、質の悪い調査会社に対しては、指定 調査機関からはずす。 抜き取り調査(調査会社が以前に調査した案件から任意の案件を抜き取り、再度審査官	B.	B 資	「格制度は新たな規制につながるから。ただし、調査者たりえるために充分な教育制度は必要である。
14	や他の調査会社等が調査」のような監査制度を設ける。 上記の公平性と同様です。	A	A 先	Eにコメントしました「一定の条件」のために、必要と考えます。
15				
10	上記仕組みのうち - 民間調査会社が受託するサ-チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する - サ・チレボ・制を導入し、サ・チレボ・トに調査会社名を公表する	С	を	S〈まで調査結果の質の担保の一環という位置付けで、あ〈まで質のベ-スアップ 図るというスタンスであれば良いと思います。 一方、資格者の数だけで、質の確保を推定するのは危険だと思います。
	・特許庁審査官による調査結果のフィ・ドバックを実施する 調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティ - を与える。			調査対象となる技術が日-進歩してい(特許の調査のような場合には、 最終的な成果の質は資格では担保しきれないと思います。 このあたりは、調査会社の組織的な努力等に依存するところが大きいと思います。)
	は有効だと思います。 その他、しいてあげるとすれば、対象件数のうち一部の案件について複数の調査会社 (特許庁含む)するようにして、質の確認を行う方法もあると思います。			
	(付款)」という。多人にし、「更少地をとりプルスとのなどない。4、、高めていくのがよ 質については、研修制度、審査官からの実務指導やフィ・ドバックで、高めていくのがよ い、特許庁審査官であっても人によって調査スキルにばらうきがあるので、ベナルティま ではやりすぎと思う。質が高いことに越したことはないが、あまりこだわりすぎると切りが ない。	В		5っても良いが、指定基準とするのは却って制限になりすぎる。また資格の上にあぐらをかく可能性もありえる。むし 実務研修等を充実させたり、複数の民間調査会社で競争することで質やコストパフォ-マンスを向上させるべき。
	特許庁審査官による調査結果のフィ・ドバックを実施する。調査結果の質に改善が見ら もない場合には牧空物を機関の初つ即送りはペーリー・オーニャ	C	C 資	督格制度よりも、実質的な質の検証、フィードパックが重要と考える。
	れない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティ-を与える 1. サ-チレボ-ト制とし、会社名、個人名をいれる。2. 戦略サ-チファイルとし審査官との ル-ブのもと技術の蓄積を図る。3.調査の質、的確の人員、サ-チツ-ルは標準化する。	A	A #	ナ・チレベルの確保のために教育が必要であり、教育結果の確認のためにテストが必要である。これが資格となる。 た、管理者レベルの資格もあるべきだ、この資格は、一般企業にも広がると思われる、又、停年後の仕事としても
19	ルーノいむこtx対い監視と図る。3、副星の質、BY唯の人質、ダーアノ・ルレは標準化する。 Fタ-ムを用いた調査を行なうのであれば、異なる調査会社であってもその調査の質が大	2.2	よ特	た。自注者がプルの具体である。それ。この具体は、一般に実にもなからこれがいら、ス・デーなの仁事といくの い」、一般企業にも広がることで、調査レベルが上がり、ひけには、無駄な出跡が無くなり、特殊、DSを石炭に世界 前許としても)で出願者に要求できるようになる。 株物販度があると、ある程度の調査の技術レベルがキープできると思われる。一方、資格があるからといって調査が
	きく異なることは考え難い、もしあまりににも質の悪い会社があったならば、異議中立等 で調査の質の悪さがわかると思われるので、その調査会社の認定取消を行なえばよい。			手いこともなく、また、その資格取得等をめぐり、利権が絡む可能性がある。
20	調査結果のフィ-ドバック及び質の改善が見られない場合のペナルティ。	C	C	
21	戸開始本企なが以近にする中 ユウルト・フルタネムなのの立によってのにあるのよ		, L	を本守しな!! の増本化力が必要
22	民間調査会社が受託するサ-チ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する		B 現 言	F査官レベルの調査能力が必要 現状、ベテランの審査官でも、人が違えば引き出して〈る拒絶引例にレベル差があるのが実情である。 取り換えれば、審査官に当りはずれがある。 れは審査官の技術レベルの違いや、IPCCの担当者の技術レベルの違いにより、引例の見方に差が生じているこ によるものである。
23			従こ	たって、調査に入という属人的要素が絡む以上、均質は不可能と思う。 れを解決するのは、このアンケートの趣旨に反しますが、調査する人を限定、固定するしか方法がないのでは、 れ、以上パラッキを拡大させるべきでない。
	競争原理を働かせることが必要であろう。	С	C イ	プロメニアプラッキを拡入させるべきではい。 ンセンティブの確保、質的確保の観点から導入することも一案であろう。 かし、必ずしも必要とは感じない。
	調査機関としての認定条件をきびしく、かつ、詳細に設定し、監視も十分に行なう	С	2 実	がい、からいも必要とは感じない。 「際に調査する人間については調査機関に任せてもよいとも思われる。これはその調査機関が認定されていること 「調査の人間を含めて判断されている場合。 ただ、認定機関だからといってだれでも調査できるとなると心配もあ
25 26	民間調査会社が受託するサーチ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する。	C	<u>ක</u> C	<u>,調査の人間までを調査機関に管理させるが否かの問題。</u>
	特許庁審査官による調査結果のフィ・ドバックを実施する。調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などベナルティ・を与える。調査者登録制度を	1社で全ての技術分野をカバーできる人材が揃うと思われないため、知識の乏しい技 B	〈; B そ	接触性を確保する上で、何らかの制限が必要である。しかし、資格制度などで縛ると調査者が制限されるので好ましない。但し資格制度の内容によっては有効かもしれません。 のような資格がなくても、現在特に問題は生じておらず、また、仮に創設しても、資格取得の適否をどのようにすべいがけたましまし
28	民間調査会社が得意とする分野に応じて受託を制限することや、調査者資格制度の創 設により可能かと考えます。	術分野も調査してしまうことが予想される。また、調査手法も会社ごとに統一される か疑問である。 A		かがはっきりしない。
	XXCXVIIIIIXCXAXX.	A		記定調査機関の指定基準や、サ・チャのインセンティブを与えるうえで必要のように思われる。但し、形骸化の可能 もも否定できないようにも思われ、研修制度などその点の対策も必要であるように思われる。
	調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティ- を与える	1.IPCCの調査方法と同じ方法が採用できるか不明 2.人材育成、結果評価、指導体制が十分なされるか疑問	0	
31	セラスの 1.その調査会社の得意とする分野に制限する 2.民間調査会社の自主性に任せ、必		3 12	R僚の許認可を増やすだけのような気がするから
32	1. Cの過程を行い付続にする方式に同様する 2. Eに同じ自由を行い合土はには 2. 要要であえれば、その技術分野は充実さすはずである。			200 - 200 -

ると、審査結果に			
長と考えます。			
そのためには、			
そのためには、 を図ることもでき ある。			
挂もありえる。むし]上させるべき。			
れが資格となる。			
DSを日本(世界 らといって調査が			
i &.			
差が生じているこ			
がないのでは。			
定されていること なると心配もあ			
されるので好まし をどのようにすべ			
、形骸化の可能			
、形骸化の可能			

	AQ - 特許庁審査官による調査結果のフィ-ドバックを実施する。 - 調査結果の質に問題がある場合、または質の改善がみられない場合には、指定機関	AR	AS B	AT 調査内容に対する一定の質のレベルは担保すべきなので、少なくとも研修会等を通じた個-のレベルアップは必要 であるが、資格制度の導入までは必要ないと考える(調査担当者のインセンティブ強化にはつながると思うが)。
	調量端末の異に同感がある場合、または異の反音があられるい場合には、当た成例 としての認定を取り消す。			てのがが、長行時度の存入されるとは必要なりでもなが、約五世二首のコンピンティン語化にはフなからでありか)。
33				
34		調査人のいいが不明。また企業からの出向者としても得意不得意分野があるし最新技術についてどの程度知識があるのかわからない	Α	
35	既存の民間調査会社による場合、同じサ・チ案件に対して同時に利害関係等が全く無い	調査会社の調査者の質が保証されていないので、調査結果の質は担保されない。	A	調査結果の一定の質を担保するため。 一定以上の質を確保することは必要であり、その一つの方法として調査者資格制度もあり得る。
	成けのに同調直去名による写言、同じが・ア条件に対して同時に必需対防等が主く無い 複数の調査会社にサーチさせる。サーチ案件毎に調査会社の公表を行り、調査に対する 社会的信用たせる。通常レベル以下のサーチ結果に対してはベナルティを課す。		А	一定以上の具を確保することは必要であり、での一プの方法という調査有具格的接もあり待ち。
36	特許庁のサ-チノウハウを取得する交流制度を設ける。		Α	調査実務者としての責任感を持たせるためには、資格制度及び調査結果への担当者名表記を必須とすることが必要。 要、
	サ-チレボ-ト制を導入し、サ-チレボ-トに調査会社名を公表する。調査結果の質に改善		Α	特定の者に限定して調査させるべきである。
38	が見られない場合には指定調査機関の認定取消などベナルティ・を与える。調査者資格 制度を創設し、調査者自身にインセンティブを与える。 調査会社の得意とする技術分野の調査を任せる。あるいは、技術分野ごとの調査者資		Α	そもそも調査は個人でやるものですので、資格によって個人に対し公的に認知することでインセンティブを与え、質と
	同量をもい付売とする技術力を必要はを正となったのでいる。技術力をことが明显音楽 格制度の創設、審査官のフィ・ドバックその他例にあげられたものはいいと思います。		A	てもても過去は個人といめものとすのと、具体によった個人に対し公司に認知することとインとフリイフを引ん、異と公平性の確保ができると思います。
	調査会社の報告の質のチェックをきちんとすればよい、1つ目は統計的に異議や無効 審判の提起比率、その中での引用文献で容易にFタ-ム等で引き出せるものが漏れてい た比率を見る、2つ目は調査報告を必閉して、それに対して不足があると思う会社は情 報提供をできることにし、その比率と内容をチェックする、いずれにしても、容易に見出す ととができる先行例が漏れていた場合、その漏れ率が高い調査会社を調査委託先から 外すという対応で可能と思われる。		В	どの案件をどの調査員が調査したかが分かっていれば、結果のフィ・ドバックで充分と思われる。質が悪ければ、調査会社が委託先から外されるという圧力のみで充分と思われる。既存の資格制度を利用するのであればまだしも、資格制度を新たに設けるというのは規制緩和、そのための新たな法人の創設等の面から見ても好ましくない。
	列えばサ・チ資格者を特許庁長官の認可制とし、サ・チ案件毎にその結果と、サ・チャ 名、サ・チ機関等を公開する。審査官による調査結果、第三者による情報提供、異議申 な、無効審判等の情報をサ・チャ等にフィ・ドバックする(必要に応じて認可取消等のペナ ルティを譲す)、		Α	一定の調査技能、資質を有する者を確保する上で必要。
41	ルアイを練り」。 調査会社毎の結果(例えば、調査結果による"拒絶査定率"、調査では発見されず、異議 で資料が発見された"取消率")の公表		Α	資格制度、研修制度とも質を担保する為に必要、なお、調査は結局個人が行うものであるから、人数規定は不要と 考える。
72	「サ-チレボ-トに調査会社名を公表する」 特許庁審査官による調査結果のフィ-ドバックを実施する。 調査者資格制度を創設。		Α	何らかの基準は必要になると思います。闇雲に参加されたら混乱が生じることは容易に考えられます。審査官の助けにならないような調査結果しかアウトブットできないような「指定業者」が混在しないよう、適切な基準が必要であると思います。
43	サ-チレポ-トにX,Y等の評価を書かせるのには反対。調査会社名を明記させるようにす る、特許庁審査官によるフィ-ドバックも必要と思う。		Α	制度は必要。
44	©。特計が番笛目によるノイ・Fバックも必要と思う。 上記された例示は、すべて必要、加えて、抜き取り品質チェックを実施するというのはど		Α	調査手法の理解と技術内容の理解の両面を要求する資格制度が望ましい。
45	うでしょう。			
46	分野による、サ・チ会社割り振りを間違わなければ可能	民間調査会社でも、能力的には調査の質は問題とならないが、公平な調査が担保されない結果、結局調査の質も一定に維持されなくなると考える。		一定の資質を担保する為。 指定調査機関と特許出願会社との間に資本関係・経済関係・グル・ブ関係・競業関係などの何らかな利害関係をもち得ることは否めず、恣意的な調査が行われた場合にはそれを立証することが容易でないところに根深い問題が生じると考える。
47	AAI 64 0 + 4 - 1 1			Wilheld (188 at the late)
	会社名を公表することは、質の担保に有効と考える。 ただし、民間を公表するならIPCCも公表すべき。		А	資格制度が質の担保に寄与することは否定できない、設けた方が良いと思う。 PCCへの出向者が出向時点で有資格者レベルであるかと言えば「?」だと思う。 資格をそのレベルにするのか?資格のレベルをどこに設定するのかが問題だと考える。
	調査結果の質は調査会社ではな〈特許庁が保証する必要がある。質が悪ければ当然に		В	資格と調査能力はパラレルではない。
49	異議案件が増えるだけであり、異議割合で委託を切れば良い。民間より特許庁のほうが 調査能力があると考えている点こそ問題である。 審査官による評価で、質の担保は可能であると考える。この評価にあっては、審査官の		В	審査の最終的決断は、あくまで審査官であり、指定調査機関は、その補助者に過ぎない、補助者として力のない機
	団体で、評価委員会を設けることが必要かと考える。 調査結果と異議/無効で新たに考慮すべき引例が提出されたかどうかの公表を行う。 ※な料度の第2		Α	関を淘汰すればよいので、制度は必要ないと考える。 講習は、各機関内で行えばよい。
	資格制度の導入。 調査者資格制度を創設し、調査者自身にインセンティブを与える。		Α	
52	調査の手法についてマニュアル化し、ある程度の技術知識を持ったものであれば調査		В	現在の特許庁の調査において調査資格制度はないと記憶しています。特許庁で行っているのと同様に調査会社で
	可能にしておく。			行えばよいと考えます。
	上記の例は、いずれも適切であると思います。 どれが導入しやすいかを検討するのがよいと思われる。		Α	各国間の調査の質の差が大きくて困っているのに、国内の案件毎のばらつきがこれ以上大きくなるのは大きな問題である。
54	サ-チレボ-ト制を導入し、サ-チレボ-トに調査会社名を公表する。その上で、調査結果に		В	技術分野により、調査の内容が大きく異なると考えられるため。
	質の改善等が見られない場合には、指定調査期間の認定取消等のペナルティ-を与え 競争原理を働かせる、即ち、審査官がこの調査機関はダメだと思うところは次第に淘汰 されていく、よって、指定調査機関をあまり限定せずに広(門戸を開放することにより優			制度が形骸化するおそれがあり、十分機能するかどうか疑問である。しかし、調査者に全く制約がないと最低レベルの質が確保できないおそれもあり、なんとも言えない。
56	されてい、ようて、 揖正嗣宣撰関をめまり附定せ 9 に広い口戸を開放 9 ることにより慶 秀な調査機関が生き残りうると思う。 公平性とは異なり,審査の質については一定の教育にて可能と考える。			の異か確保できないめていものり、なんとも言えない。 創設における問題点が不明なため、どちらとも言えない。
57	サーチレボート制を導入し、サーチレボートに調査会社名を公表する。			脚査結果の質の担保、調査者自身の意識向上のためにも必要と考える。
58		同じ調査会社でも例えば新人とペテランかど 個人美にトロル砂壁が添わるが 一ち		資格化は質を維持するための一つの有効な手段であるが、そのために人件費が高騰するのは問題ではないかと思
59		同り調査会社でも例えば新人とペチブノなど、個人差によりヨ然質が変わるが、これを正確にチェックするのは実質的には不可能であると思われるため。		われる.
	独立したチェック機関を設置する。		A	調査の質は一定であることが好ましいと考えられるため、例えば、「PCCの調査員と同レベルに、質を担保できる調査者に限定できるような資格制度があった方が良いと思います。
	調査経過を包袋に残し、サンブル抽出等で定期的に調査手法の妥当性をチェックしては		С	先行技術調査に高度の専門性が必要とされるのは事実であるが、資格制度の内容が不明である以上、その創設に
61	どうか。			よる調査の質への影響も不明である。
	巨袋内で公示性のあるサ・チレボ・ト制、調査会社の公表、得意分野ごとのサ・チャ・資 格制度、審査官、審判官から品質評価、フィ・ドバック機構が必要。		A	当業界の技術者からの採用を主とし、知識に対する経験年数。また、外国文献公知の点から語学力。全般的な研 修制度が必要。
62				
63	・特許庁審査官による調査結果のフィ-ドバックを実施する。 調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消し等ペナルティ- を与える。		С	調査実務者に調査実務に必要なレベルの研修を受けさせる。研修終了後、実務において特許庁審査官のフィ・ド バックを受ける。その後、調査結果の質に問題がある場合は、特許庁から改善要求が出される。その改善要求に対 して改善が認められない時は、認定から除外することで良いのではないかと考える。要は、資格があっても一定のレ ベルの調査ができなければ意味がないからである。
	サ-チレポ-ト制を導入し、サ-チレポ-トに調査会社名を公表する。特許庁審査官による 調査結果のフィ-ドバックを実施する。		Α	
	サ-チレボ-ト制を導入し、サ-チレボ-トに調査会社名を公表する。サ-チ会社は信用が一番なので、下手なレボ-トばかり出していれば信用を失うため、信用を失うようなことはしないと考えます。		Α	どのような資格制度とするのが良いのかは分からないが、一定のスキルと科学知識を備えた人でないと、適切な調査はできないとおもう。

t必要 ()。
)•
とが必
え、質と
h I -f
れば、 まだし ない。
不要と
宮の助
更である

係をも 題が生
ない機
会社で
な問題
モレベル
かと思
きる調
創設に
がな研
1-1
ィ-ド 求に対 -定のレ
切な調